

自 動 車

1 特別駐車許可

「駐車禁止除外票章」の交付を受けて、駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）でも、他の交通の妨げにならない範囲で駐車することができます。申請手続きに必要なもの等をあらかじめ電話で御確認ください。対象者は以下の通りです。

- ① 患者輸送車又は車いす移動者として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
- ② 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で色素性乾皮症のもの
- ③ 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度（A）の障がいをもつもの
- ④ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障がいをもつもの
- ⑤ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、下表の障がいの程度を有するもの

障 害 の 区 分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
	移動機能	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
ぼうこう又は直腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各級

【相談窓口】◆ 伊東警察署交通課 (☎38-0110)

2 ゆずりあい駐車場制度

車いす利用者等、歩行が困難な方に一定の基準に基づいて利用証を交付し、車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度です。対象者は下表に該当し、かつ現に歩行が困難な状態にある方です。

区 分	等 級	必要な書類等	
身体障がい者	視 覚 障 害	1級～4級	身体障害者手帳 ※心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓機能障害
	聴 覚 障 害	2級～3級	
	平衡機能障害	3級～5級	
	肢体不自由上肢	1級～2級	
	肢体不自由下肢	1級～6級	
	肢体不自由体幹	1級～5級	
	内 部 障 害 ※	1級～4級	
	脳 原 上 肢	1級～2級 (一上肢のみ運動機能障害がある場合を除く)	
	脳 原 移 動	1級～6級	
知 的 障 が い 者	A	療育手帳	
精 神 障 が い 者	1級	精神障害者保健福祉手帳	
高 齢 者	要介護度1以上	介護保険被保険者証	
難 病 患 者	特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証	
	小児慢性特定疾患医療受給者	小児慢性特定疾患医療受診券	
妊 産 婦	妊娠7ヶ月～産後12ヶ月	母子健康手帳	
け が 人 ・ 病 人	医師の診断書により駐車場の利用が必要であると認められる者 最大6か月まで	診断書	

※利用証は駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方も、必要な場合には車いすマークの駐車場を利用することができます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

◆ 静岡県 地域福祉課 (☎054-221-2844)